

郵政民営化委員会（第77回）議事要旨

日時：平成24年6月1日（金）15：30～16：45

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室
（委員5名出席）

1. 概要

① 今回の改正後の郵政民営化法について

- ・改正後の郵政民営化法の内容について、郵政民営化推進室から説明を受けた。（資料1）

② 政令及び省令についての説明と審議

- ・改正後の郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について、郵政民営化推進室から説明を受けた上で審議を行った。（資料2）
- ・改正後の日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく総務省令案について、総務省情報流通行政局郵政行政部から説明を受けた上で審議を行った。（資料3）

2. 委員会での意見等

○ 今回の改正後の郵政民営化法について

- ・簡易郵便局について呼称を定めたことは分かったが、特定郵便局の呼称については定められていないのか。

（→法律上定められていない）

- ・金融2社の全株処分が行われた場合、民営化法の規制がなくなるが、ユニバーサルサービス義務は外れるのか。

（→そもそもユニバーサルサービスの責務は特殊会社である日本郵政株式会社と日本郵便株式会社にかかっている。全株処分により限度額などの上乗せ規制は外れる。）

- ・基金が廃止され、ユニバーサルサービス維持は企業の自主性に委ねるということだが、そのコストをどう負担するかという点にそれほど問題はないという判断か。

（→今回廃止される基金は直接ユニバーサルサービスを担保する仕組みのものではない。現在は窓口委託手数料により、グループ全体としてユニバーサルサービス維持のコストをまかなっている。法律の施行後も、同じ形態を維持していくことは重要であるということとは3党間でも議論のあったところ。）

- ・今回郵便局は郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務を行うものと定義されたが、法改正の施行後に、3事業を行っている郵便局は全国津々浦々に存続しているのか。3事業を営んでいない、郵便局の定義から外れてしまう局の整備について、10月1日までに何を準備しなくてはならないのか。

（→基本的な考え方としては郵便局のネットワークの水準を維持するということであり、設置や合併について各社、準備をしているところ。）

○ 政令について

特になし

○ 省令について

- ・今まで郵便局の廃止や一時閉鎖が起きた際苦情を受けたことはあるのか。

(→そういった意見は直接は把握していないが、新規設置などの要望は聞こえてきている。)

- ・一時閉鎖の局については、事実上再開の見込みのないものも多いと思われる。そういった点については、この機会に検討し、整理すべきである。

(→需要調査等を進めて、まずは実態把握に努めたい。)

- ・3事業一体とはいえ、それぞれの事業はサービスの特性なども違うし、地域的な条件などもある。詳細に検討していただきたい。

3. その他

次回会合は7月11日(水)15:30からを予定している。

本日議論された政令案・省令案については、本日パブリックコメントが開始されている。その結果は次回会合までに出るが、今回はその結果を受けて当委員会としての意見の審議を行う。また、次会合においては、今後、郵便貯金銀行・郵便保険会社から新規業務の申請が出された場合に備え、新規業務に対する郵政民営化委員会の考え方を整理する。については、本委員会が平成18年に取りまとめた「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」を踏まえ、郵便貯金銀行・郵便保険会社の新規業務について議論を行う予定。

(注) 以上は速報のため事後修正の可能性があることにご留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。